

四半期報告書

(第93期第1四半期)

自 2018年4月1日

至 2018年6月30日

サンデンホールディングス株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	6
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	8
第4 【経理の状況】	9
1 【四半期連結財務諸表】	10
2 【その他】	17
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	18

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年8月9日

【四半期会計期間】 第93期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

【会社名】 サンデンホールディングス株式会社

【英訳名】 SANDEN HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 神田 金栄

【本店の所在の場所】 群馬県伊勢崎市寿町20番地

【電話番号】 伊勢崎(0270)-24-1211

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理本部長 秋間 透

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区外神田1丁目18番13号 秋葉原ダイビル10F、11F

【電話番号】 東京(03)-5209-3341

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理本部長 秋間 透

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第92期 第1四半期 連結累計期間	第93期 第1四半期 連結累計期間	第92期
会計期間	自 2017年4月1日 至 2017年6月30日	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日
売上高 (百万円)	71,631	70,894	287,609
経常利益 (百万円)	1,691	2,263	4,411
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,284	1,641	4,255
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,727	988	1,884
純資産額 (百万円)	50,881	51,953	50,957
総資産額 (百万円)	293,792	281,073	275,649
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	46.50	59.37	154.00
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.4	16.5	16.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第90期より、1株当たり四半期(当期)純利益の算定に用いられた「普通株式の期中平均株式数」の算出にあたり、「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式数を控除する自己株式数に含めております。
5. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間の世界経済および日本経済は、米国の政策を巡る不確実性や地政学的リスクの高まりなどによる先行き不透明感はあるものの、全体として緩やかな景気回復の傾向が続きました。

このような環境下、当社グループは次の成長に向けて確実に再起を図ることを目的に、2020年度を最終年度とする中期経営計画をスタートしております。本中期経営目標を達成するため、4つの柱からなる以下の重点項目にグループ全社を挙げて取り組んでおります。

<中期経営目標>

売上高：3,200億円

売上高経常利益率：5%

株主資本比率：25%

<重点項目>

- (1) 収益性向上に向けたコスト構造改革
- (2) 財務体質強化に向けた資産効率改善
- (3) 企業価値創造に向けた事業ポートフォリオの適正化
- (4) 持続的成長に向けた経営システム革新

当第1四半期連結累計期間の売上高は、海外における自動車機器事業の販売台数は伸びたものの、国内における流通システム事業の販売減等により70,894百万円（前年同期比1.0%減）となりました。営業利益は、収益性向上に向けたコスト構造改革の成果等により、1,189百万円（前年同期比12.7%増）となりました。経常利益は2,263百万円（前年同期比33.8%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は1,641百万円（前年同期比27.8%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

A. 自動車機器事業

自動車機器事業においては、顧客ニーズを的確に捉えた最先端の商品開発を進め、小型・軽量化、電動化を軸に価値ある製品を提供してまいりました。

その結果、欧州における販売増や為替の影響等により、売上高は52,760百万円（前年同期比1.8%増）、営業利益は1,669百万円（前年同期比47.2%増）となり、前年同期に比べ増収、増益となりました。

B. 流通システム事業

店舗システム事業においては、顧客の成長戦略および環境指向に対応した製品・システム・サービスのトータルな提案・提供を継続してまいりましたが、国内におけるコンビニエンスストアの経営統合による改裝が一巡したこともあり、売上高は前年同期に比べ減収となりました。

ベンディングシステム事業においては、国内自動販売機市場の縮小傾向は続くものの、積極的な環境製品の開発や新製品展開により、売上高は前年同期に比べ増収となりました。

損益については、コスト削減、生産性改善を中心とした体質改革への取り組みを継続・徹底してまいりましたが、販売減の影響を受け、前年同期に比べ減益となりました。

その結果、売上高は15,924百万円（前年同期比9.2%減）、営業損失は294百万円（前年同期は営業利益393百万円）となりました。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間の期首より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を適用しており、財政状態については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、主に受取手形及び売掛金、たな卸資産等の増加により、前連結会計年度末に比べて5,424百万円増加し、281,073百万円となりました。

負債については、主に有利子負債、支払手形及び買掛金等の増加があり、前連結会計年度末に比べて4,428百万円増加し、229,120百万円となりました。

純資産については、親会社株主に帰属する四半期純利益等の増加により、前連結会計年度末に比べて996百万円増加し、51,953百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

《会社の支配に関する基本方針》

A. 会社支配に関する基本方針の内容

当社は、株主・投資家の皆様、顧客、取引先、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っており、ステークホルダーとの相互関係が当社の企業価値の源泉の重要な構成要素となっております。

従いまして、当社はステークホルダーとの信頼関係の構築・強化に努め、社会・環境・経済の全ての面においてバランスの取れた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

当社は上場会社であるため、当社に対して投資していただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、その意思により当社の経営を当社経営陣に委ねていただいているものと理解しております。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えております。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきであると考えます。

しかしながら、わが国資本市場における大規模な買付等の中には、株主及び投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは当社の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案するための情報や充分な時間が提供されずに、突如として株式の大量の買付行為が強行されるものも見受けられます。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断いたします。

B. 会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、多数の投資家の皆様に中・長期的に当社への投資を継続していただくために、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。

企業価値向上への取組み

第92期有価証券報告書 第2 事業の状況 1 <経営方針>及び<中期経営計画>に記載の通りです。

C. 不適切な支配の防止のための取組みの概要

当社は、2017年6月22日開催の当社第91期定時株主総会において、上記会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして導入した、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)の継続について、株主の皆様にご承認いただいております。

(a) 本プランの目的

本プランは、当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案が行われた際に、株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収を防止すること、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収を防止すること及び株主が当該提案を判断することが困難な場合に買収者に情報を提供させたり、あるいは、当社取締役会が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらしたりするため、必要な情報と検討時間及び交渉力を確保すること等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

(b) 本プランの概要

本プランは、当社が発行者である株券等につき株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、株券等所有割合が20%以上となる公開買付け等を適用対象とし、これらに該当する買付等を行おうとする者が現れた場合に買付者等に事前の情報提供を求めるここと、所定の発動事由に該当する買付等である場合には買付者等の有する当社の議決権割合の希釈化を目的として新株予約権の無償割当てを実施する場合があることなど、本プランの目的を実現するための必要な手続等を定めております。

本プランに従い、新株予約権の無償割当てが実施されないことが決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができます。この場合、株主の皆様において買収提案に応じるか否かをご判断いただくことになります。

一方、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく当社株式等の大量買付を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあることが合理的根拠に基づき明らかであると判断されるような例外的な場合には、当社は、買付者等による権利行使は原則認められない等の行使条件及び当社が買付者等以外から当社株式と引換に新株予約権を取得できる等の取得条項が付された新株予約権を、その時点における当社を除く全ての株主に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。なお、当社は、非適格者から金銭を対価として本新株予約権を取得することは予定しておりません。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施又は取得等の判断については、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、当社取締役会の恣意性を排除し、その判断の客觀性・合理性を担保するため、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その公正で中立的な立場からの判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様の意思を確認することができます。

当社は、こうした手続の過程について、適宜株主の皆様に対して情報の公表又は開示を行い、その透明性を確保することとしております。

(c) 有効期間

本プランの有効期間は、2017年6月22日開催の当社第91期定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしております。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

なお、当第1四半期会計期間末日現在における独立委員会の委員は以下のとおりです。

尾崎英外(当社社外取締役)	法木秀雄(当社社外取締役)	木村尚敬(当社社外取締役)
湯本一郎(当社社外監査役)	松木和道(当社社外監査役)	

D. 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断の概要

当社取締役会は、本プランが、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の要件を完全に充足していること及び経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、株主総会での承認により発効しており、株主意思を重視するものであること、独立性の高い社外者のみで構成される独立委員会の判断を重視し、独立委員会は必要に応じて独立した第三者専門家の意見が取得できること、発動につき合理的な客観的要件を設定していること、デッドハンド型買収防衛策及びスローハンド型買収防衛策ではないこと等の理由から、本プランが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2,153百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	79,200,000
計	79,200,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2018年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2018年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	28,066,313	28,066,313	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 100株であります。
計	28,066,313	28,066,313	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年4月1日～ 2018年6月30日	—	28,066,313	—	11,037	—	4,453

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2018年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

(2018年6月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 167,100	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 103,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,715,900	277,159	—
単元未満株式	普通株式 80,113	—	—
発行済株式総数	28,066,313	—	—
総株主の議決権	—	277,159	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が400株(議決権の数4個)含まれております。

② 【自己株式等】

(2018年6月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) サンデンホールディングス 株式会社	群馬県伊勢崎市寿町20番地	167,100	—	167,100	0.60
(相互保有株式) 株式会社三和	群馬県伊勢崎市長沼町224 番地1	103,200	—	103,200	0.37
計	—	270,300	—	270,300	0.96

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・75837口)が保有する当社株式は、上記自己保有株式には含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

なお、当社は執行役員制度を導入していますが、前事業年度の有価証券報告書の提出後、1名(牛久保隆平)が退任したため、当四半期報告書の提出日において執行役員は14名(うち専務執行役員2名、常務執行役員3名)であります。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あづさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,776	19,866
受取手形及び売掛金	※1 74,204	※1 77,124
商品及び製品	21,895	24,872
仕掛品	12,089	11,579
原材料	10,065	10,111
その他のたな卸資産	3,438	3,379
未収入金	5,876	5,293
未収消費税等	4,527	5,124
その他	9,167	9,050
貸倒引当金	△678	△732
流動資産合計	159,363	165,669
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	21,351	21,033
機械装置及び運搬具（純額）	23,642	24,296
工具、器具及び備品（純額）	5,019	4,897
土地	16,883	16,818
リース資産（純額）	8,144	7,987
建設仮勘定	6,699	5,166
有形固定資産合計	81,741	80,199
無形固定資産		
のれん	73	59
リース資産	177	199
その他	3,618	3,559
無形固定資産合計	3,869	3,818
投資その他の資産		
投資有価証券	22,960	23,748
退職給付に係る資産	118	118
繰延税金資産	4,641	4,540
その他	6,018	6,160
貸倒引当金	△3,064	△3,183
投資その他の資産合計	30,674	31,385
固定資産合計	116,285	115,404
資産合計	275,649	281,073

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	53,483	54,617
短期借入金	45,011	48,891
1年内償還予定の社債	712	712
1年内返済予定の長期借入金	18,299	18,106
未払金	11,039	8,338
リース債務	2,018	2,003
未払法人税等	699	637
賞与引当金	3,759	4,728
売上割戻引当金	935	1,011
製品保証引当金	3,253	3,348
損害賠償損失引当金	986	1,002
その他	10,027	12,386
流動負債合計	150,227	155,785
固定負債		
社債	5,987	5,987
長期借入金	56,134	55,258
リース債務	6,113	5,879
繰延税金負債	205	206
退職給付に係る負債	3,376	3,428
環境費用引当金	273	265
株式報酬引当金	187	201
その他	2,185	2,107
固定負債合計	74,464	73,334
負債合計	224,691	229,120
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,037	11,037
資本剰余金	3,731	3,731
利益剰余金	33,703	35,345
自己株式	△1,126	△1,119
株主資本合計	47,346	48,995
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	292	307
繰延ヘッジ損益	△16	△78
為替換算調整勘定	△1,484	△1,948
退職給付に係る調整累計額	△954	△985
その他の包括利益累計額合計	△2,161	△2,705
非支配株主持分	5,772	5,663
純資産合計	50,957	51,953
負債純資産合計	275,649	281,073

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
売上高	71,631	70,894
売上原価	58,603	58,125
売上総利益	13,028	12,768
販売費及び一般管理費	11,973	11,579
営業利益	1,055	1,189
営業外収益		
受取利息	15	13
受取配当金	83	15
為替差益	-	562
持分法による投資利益	1,239	1,223
その他	326	279
営業外収益合計	1,664	2,095
営業外費用		
支払利息	643	653
為替差損	123	-
その他	261	368
営業外費用合計	1,028	1,021
経常利益	1,691	2,263
特別利益		
固定資産売却益	64	152
投資有価証券売却益	0	63
その他	5	7
特別利益合計	70	223
特別損失		
固定資産処分損	8	91
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩損	-	109
その他	25	-
特別損失合計	33	201
税金等調整前四半期純利益	1,728	2,285
法人税等	258	625
四半期純利益	1,469	1,659
非支配株主に帰属する四半期純利益	185	17
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,284	1,641

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
四半期純利益	1,469	1,659
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	434	15
繰延ヘッジ損益	△80	△62
為替換算調整勘定	523	△280
退職給付に係る調整額	29	△31
持分法適用会社に対する持分相当額	△649	△311
その他の包括利益合計	257	△670
四半期包括利益	1,727	988
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,676	1,097
非支配株主に係る四半期包括利益	50	△108

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>ただし、見積実効税率を用いて計算すると著しく合理性を欠く場合には、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項(法定実効税率を使用する方法)に準じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。</p>

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

(1) 連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して下記のとおりの債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
瀋陽三電汽車 空調有限公司	(11,865千人民元) 200百万円	(11,865千人民元) 197百万円
SANPAK ENGINEERING INDUSTRIES (PVT) LTD.	(434,596千パキスタンルピー) 399百万円	(385,030千パキスタンルピー) 350百万円
計	600百万円	548百万円

(2) その他

前連結会計年度(2018年3月31日)

米国司法省との間で合意した司法取引に関連し、北米において損害賠償を求める民事訴訟（集団訴訟）等が提起されております。訴訟の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性がありますが、現時点においてその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

当第1四半期連結会計期間(2018年6月30日)

米国司法省との間で合意した司法取引に関連し、北米において損害賠償を求める民事訴訟（集団訴訟）等が提起されております。訴訟の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性がありますが、現時点においてその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

2. 四半期連結会計期間末日満期手形

※1

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
受取手形及び売掛金	284百万円	76百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
減価償却費	2,796百万円	2,716百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	自動車機器 事業	流通システム 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	51,832	17,546	69,378	2,253	71,631	—	71,631
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	51,832	17,546	69,378	2,253	71,631	—	71,631
セグメント利益 又は損失(△)	1,134	393	1,528	△472	1,055	—	1,055

(注) 1. 「その他」の区分は、車両販売事業、住環境システム事業、電子事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失(△)の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	自動車機器 事業	流通システム 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	52,760	15,924	68,684	2,209	70,894	—	70,894
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	52,760	15,924	68,684	2,209	70,894	—	70,894
セグメント利益 又は損失(△)	1,669	△294	1,375	△186	1,189	—	1,189

(注) 1. 「その他」の区分は、車両販売事業、住環境システム事業、電子事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失(△)の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
1 株当たり四半期純利益	46円50銭	59円37銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	1,284	1,641
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	1,284	1,641
普通株式の期中平均株式数(株)	27,627,501	27,653,883

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 「役員報酬B I P信託」として保有する当社株式を「1 株当たり四半期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(前第1四半期連結累計期間158,706株、当第1四半期連結累計期間141,340株)
 3. 2017年10月1 日付で普通株式 5 株につき 1 株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

第三者割当による自己株式の処分について

当社は、2018年8月8日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を次のとおり決議いたしました。

(1) 処分の期日	2018年8月29日
(2) 処分する株式の種類	普通株式
(3) 処分する株式の数	156,000株
(4) 処分価額	1 株につき1,499円
(5) 処分価額の総額	233百万円
(6) 処分の方法	第三者割当による処分
(7) 処分先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）
(8) 処分理由	2018年6月21日開催の当社第92期定時株主総会において承認された業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を継続するために処分するものであります。なお、本制度は、取締役ならびに当社と委任契約を締結している執行役員および参与（海外居住者、社外取締役および非常勤取締役を除く。）を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年8月9日

サンデンホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 雅 広 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 浩 二 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサンデンホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サンデンホールディングス株式会社及び連結子会社の2018年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2018年8月9日

【会社名】

サンデンホールディングス株式会社

【英訳名】

SANDEN HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】

代表取締役 社長執行役員 神田 金栄

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません。

【本店の所在の場所】

群馬県伊勢崎市寿町20番地

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 社長執行役員 神田 金栄は、当社の第93期第1四半期（自2018年4月1日 至2018年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。